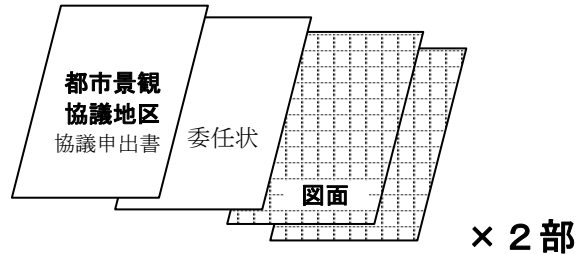



地区計画、景観計画、都市景観協議地区を同時期に、  
同じ窓口（横浜駅・みなとみらい事業推進課）に行う手続きの場合は、  
**第2段階**の申請時に申請図面等をまとめることができます。

まとめる場合は、図面等の提出部数を少なくすることができます。

**第1段階**

まず、都市景観協議地区の協議の申出を行ってください。



※ 図面  は同じものです。

**第2段階**

都市景観協議後、以下の手続きの場合に、まとめることができます。

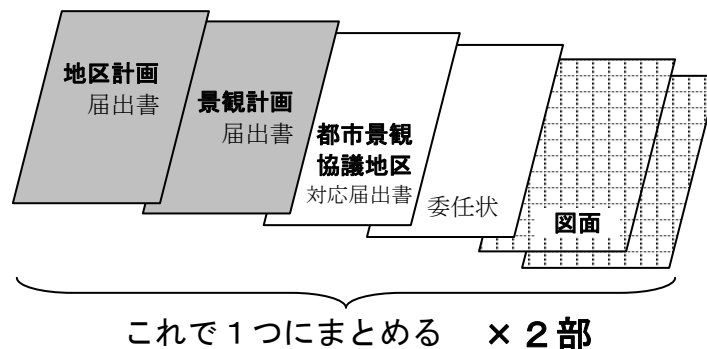
次の手続きのうち、2つ以上同時に行う場合に対象となります。

- 地区計画の届出書
- 地区計画の形態意匠の認定申請書（都心再生課以外（市街地建築課など）の提出案件は除く）
- 景観計画の届出書
- 都市景観協議地区の対応届出書

□まとめ方

届出書等の様式は、各制度ごとで必要です。

《例》地区計画（2部必要）と景観計画（2部必要）と都市景観協議地区（2部必要）を同時に行う場合



□必要な書類

- ・各種届出書等の様式 2部
- ・添付図書 2部